

保育政策課

小規模保育事業所における卒園後の受入れ先の設定について

令和3年9月に策定した「港区の待機児童ゼロ達成後の新たな課題への対応方針」に基づく、小規模保育事業所の卒園後の受入れ先となる区立認可保育園等の設定（以下「受入れ先の設定」という。）を、令和5年4月から小規模保育事業所2か所と近隣の区立認可保育園2園で開始します。

1 経緯

近年、小規模保育事業所における定員に対する空きが顕著になってきていることや3歳児クラス進級時に必ず転園を伴うことへの保護者の不安解消を図る必要があることから、区は、令和3年9月に策定した「港区の待機児童ゼロ達成後の新たな課題への対応方針」において、小規模保育事業所運営事業者の意向等も踏まえ、小規模保育事業所の卒園後の受入れ先として、区立認可保育園等を設定することを決めました。

この度、現状の入園状況や保育需要等を踏まえ、小規模保育事業所2か所及び区立認可保育園2園について、令和5年4月から受入れ先の設定を開始できる状況となりました。

今後も、準備が整った施設から受入れ先の設定を順次開始します。

2 受入れ先の設定を開始する小規模保育事業所及び区立認可保育園 <小規模保育事業所と受入れ先となる区立認可保育園の組み合わせ>

No.	小規模保育事業所	区立認可保育園
1	sakura 保育園	区立赤坂保育園
2	ちゃいんど・はっぴっぴ!! 白金保育園	区立白金保育園

3 開始時期

令和5年4月1日

4 今後のスケジュール（予定）

令和4年 9月 令和5年3月に小規模保育事業所を卒園予定の児童の保護者に周知

区ホームページで周知

10月 令和5年度版「保育園の入園のご案内」に掲載

令和5年 4月 該当園の受入れ先の設定の開始